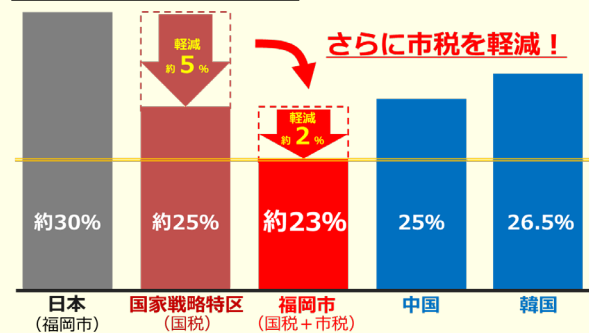


～革新的な事業に挑戦する**創業企業**の
法人市民税が軽減されます～

国家戦略特区における国税の軽減措置に併せた
地方自治体独自の軽減措置は、**福岡市のみ**です。

法人実効税率の比較



1. 制度の概要

※国税軽減措置と市税軽減措置は、それぞれ手続きが必要です。

	国税軽減措置	市税軽減措置									
(1)軽減税目	法人税	法人市民税 (法人税割)									
(2)軽減内容	令和8年3月31日までに国家戦略特区担当大臣の指定を受けた法人について、法人設立から5年以内に限り、 課税所得の18%を控除	令和8年3月31日までに福岡市長の指定を受けた法人について、法人設立から5年以内に限り、 対象事業に係る所得の金額について、課税免除 (全額免除)									
(3)主な指定要件※	※他にも指定の要件があります。										
①設立時期	平成26年5月1日以後に設立され、設立の日以後の期間が 5年未満 であること	平成25年4月1日以後に設立され、設立の日以後の期間が 5年未満 であること									
②区域要件	国家戦略特区内に本店 又は 主たる事務所を有すること	福岡市内に本店 又は 主たる事務所を有すること									
③事業要件	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">対象分野</td> <td style="width: 33%;">医療 一定のIoT</td> <td style="width: 33%;">医療 一定のIoT 先進的なIT</td> </tr> <tr> <td>規制の特例</td> <td>国家戦略特区の規制の特例措置が重要な役割を果たすこと</td> <td>国家戦略特区の規制の特例措置等が重要な役割を果たすこと</td> </tr> <tr> <td>事業割合</td> <td>専ら、対象事業 (「対象分野」及び「規制の特例」に係る要件を満たす事業) を営むこと</td> <td>主として、対象事業 (「対象分野」及び「規制の特例」に係る要件を満たす事業) を営むこと</td> </tr> </table>		対象分野	医療 一定のIoT	医療 一定のIoT 先進的なIT	規制の特例	国家戦略特区の規制の特例措置が重要な役割を果たすこと	国家戦略特区の規制の特例措置 等 が重要な役割を果たすこと	事業割合	専ら、対象事業 (「対象分野」及び「規制の特例」に係る要件を満たす事業) を営むこと	主として、対象事業 (「対象分野」及び「規制の特例」に係る要件を満たす事業) を営むこと
対象分野	医療 一定のIoT	医療 一定のIoT 先進的なIT									
規制の特例	国家戦略特区の規制の特例措置が重要な役割を果たすこと	国家戦略特区の規制の特例措置 等 が重要な役割を果たすこと									
事業割合	専ら、対象事業 (「対象分野」及び「規制の特例」に係る要件を満たす事業) を営むこと	主として、対象事業 (「対象分野」及び「規制の特例」に係る要件を満たす事業) を営むこと									
④革新性要件	新たな価値又は経済社会の変化をもたらす 革新的 な事業 ※個別の審査となりますので、ご相談ください。										
⑤雇用要件	_____	常用雇用者を雇用すること (福岡市民を1名以上)									

2. 対象分野

医療



高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業

一定のIoT



インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発に関する事業又はその成果を活用した事業

先進的なIT

(※市税軽減措置のみ)



ソフトウェアの開発、半導体製品の設計その他の電子計算機を用いて情報、知識等の知的資源を活用した製品開発を行う事業又はその成果を活用した事業

※対象分野ごとに事業内容の要件があります。

3. 国家戦略特区の規制の特例措置等

(参考) 主な規制の特例措置等

スタートアップビザ (創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例)

[創業人材等の多様な外国人の受入れ促進]

創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、「経営・管理」の在留資格の基準(当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円)の投資額」等)を緩和。

エンジニアビザ (外国人エンジニアの就労促進に係る在留資格認定証明書交付に関する特例)

[外国人エンジニアの就労促進]

外国人エンジニアについて、自治体による雇用先企業の経営状況の確認等を要件に、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請の審査の迅速化及び期間の明確化を図る。

創業者人材確保支援事業 (創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例)

[官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化]

国家公務員がスタートアップ企業に採用後、再び国家公務員として採用された場合(3年以内)、退職手当の算定における「勤続年数」は退職前の国家公務員の期間を通算。

※特例の活用方法等、詳細につきましてはご相談ください。

お問い合わせ

福岡市 総務企画局 企画調整部

電話 : 092-711-4866

E-mail : f-tokku@city.fukuoka.lg.jp

STARTUP
FUKUOKA CITY